

粕屋町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算統計資料より）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 42,628	千円 11,810,473	千円 534,292	千円 1,734,052	% 14.7	% 16.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

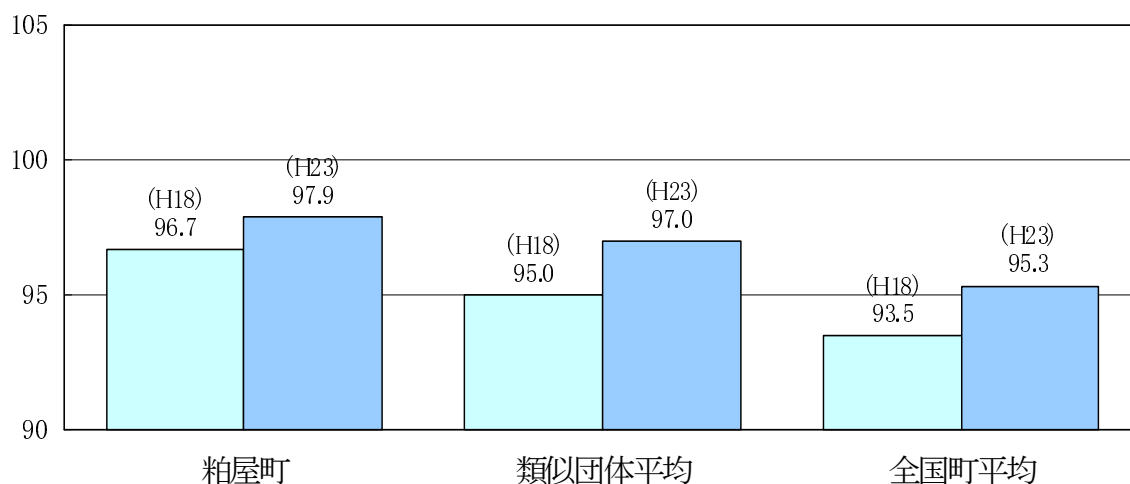
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)21年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 181	千円 683,468	千円 117,258	千円 254,790	千円 1,055,516	千円 5,832	千円 6,050

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 ない

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200			
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	398,300	411,000	433,000	456,200			

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
粕屋町	41.2歳	314,600円	383,396円	351,588円
福岡県	43.6歳	344,975円	425,466円	383,157円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
類似団体	42.9歳	324,842円	392,010円	357,132円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
粕屋町	46.8歳	312,300円	350,860円	335,093円
福岡県	52.3歳	340,170円	389,825円	370,559円
国	49.5歳	283,862円	—	321,662円
類似団体	48.7歳	290,487円	318,629円	307,572円

（注）1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区分		粕屋町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	144,500円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	133,100円	137,500円	—円
	中学卒	—円	—円	—円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（23年4月1日現在）

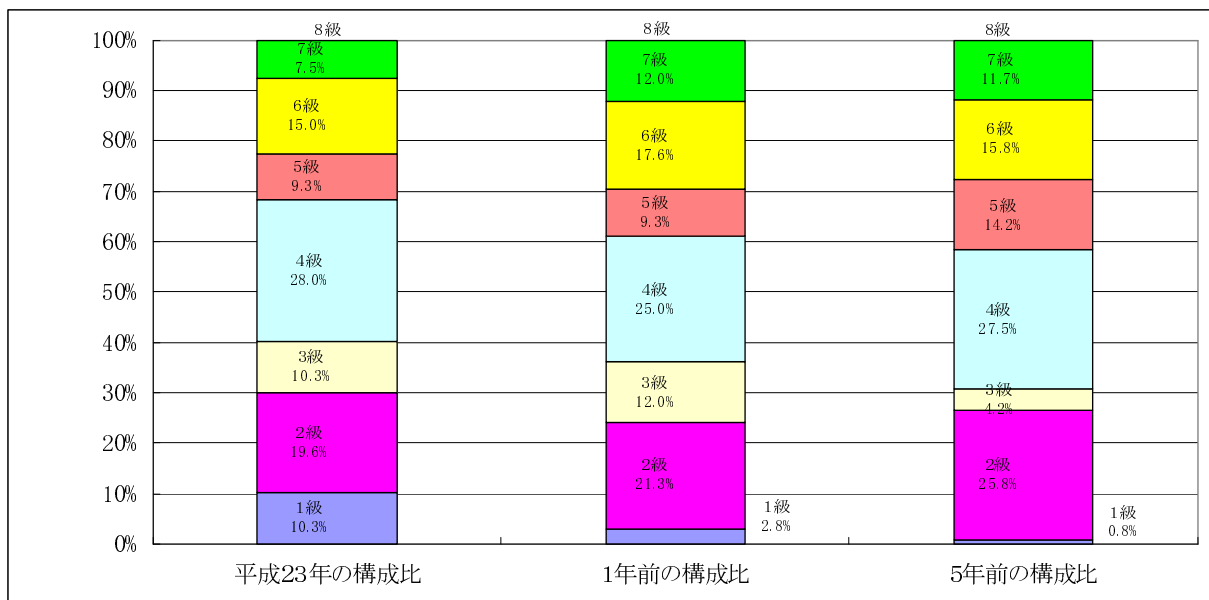
区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	275,842円	326,500円	359,971円
	高校卒	223,900円	284,700円	—円
技能労務職	高校卒	—円	266,950円	316,000円
	中学卒	—円	—円	—円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長、局長、参事	8人	7.5%
6級	課長、参事補佐	16人	15.0%
5級	課長補佐、相困係長	10人	9.3%
4級	係長、主査	30人	28.0%
3級	主任主事	11人	10.3%
2級	主事	21人	19.6%
1級	主事、主事補	11人	10.3%
計		107人	100.0%

- (注) 1 粕屋町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに5級及び6級を一部統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

長期の休職や欠勤の状況は昇給に反映させている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

粕屋町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,416 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,580 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% 管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% 管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

長期の休職や欠勤の状況は勤勉手当に反映させている。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

粕屋町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,999千円	27,947 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		27,376 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		140,391 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	3%	195 人	3%

(4) 特殊勤務手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	ない

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	37,534千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	276千円
支給実績(21年度決算)	37,102千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	279千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当(23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 子(満16歳年度初め～満22歳年度末) 加算5,000円	同じ	—	19,569千円	227,541円
住居手当	借家 家賃額に応じて最高限度額27,000円 持家 2,500円	異なる	借家(同じ) 持家 なし	11,190千円	147,243円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が対象 交通機関利用者(1か月の支給限度額は55,000円) 交通用具利用者(通勤距離に応じて支給)	同じ	—	5,063千円	42,542円
管理職手当	部長 66,000円 事務局長・次長 57,000円 課長 53,000円 課長補佐 42,000円	異なる	役職の分類が異なる	26,118千円	567,784円

6 特別職の報酬等の状況(23年4月1日現在)

区分		給料		月額等	
給料	市区町村長	750,600円 (834,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	909,000円 / 76,700円	
	副市町村長	606,600円 (674,000円)		750,000円 / 311,500円	
報酬	議長	349,000円 ()円	499,000円 / 227,000円		
	副議長	293,000円 ()円	430,000円 / 182,000円		
	議員	272,000円 ()円	400,000円 / 157,000円		
期末手当	市区町村長 副市町村長	(22年度支給割合) 2.95 月分			
	議長 副議長 議員	(22年度支給割合) 2.95 月分			
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	市区町村長	給料月額×5.1×在職月数/12	17,013,600円	任期毎	
	副市町村長	給料月額×3.0×在職月数/12	8,088,000円	任期毎	
	備考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給料に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

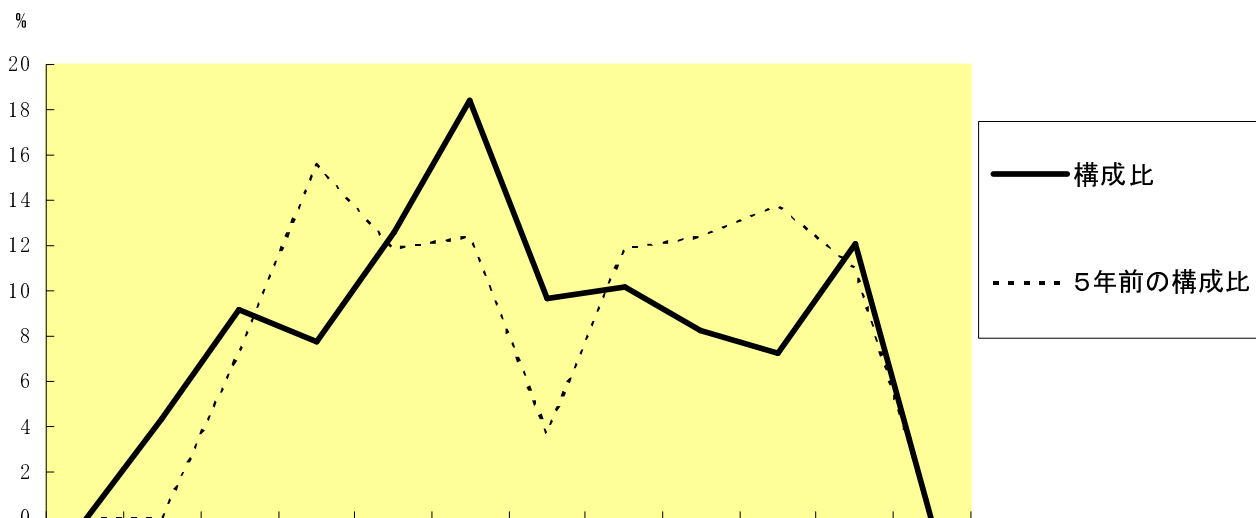
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	業務増による増 業務増による増
		総務	33	38	5	
		税務	17	20	3	
		農林水産	4	4	0	
商工		2	2	0	欠員補充による増 事務の統廃合縮小及び民間委託による減 業務増による増	
土木		10	11	1		
民生		45	37	-8		
	衛生	15	17	2		
	計	128	131	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 31人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 50.35人)	
	教育	53	50	-3	欠員不補充による減	
	小 計	181	181	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 43人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.32人)	
公営企業 会計等	水道	9	9	0	欠員不補充による減 欠員不補充による減	
	下水	5	4	-1		
	その他(国保・介護)	16	12	-4		
	小 計	30	25	-5		
合 計		211	206	-5	<参考> 人口1万人当たり職員数 49人	
		[237]	[237]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 職員数に特別職、臨時職員は含みません。

(2) 年齢別職員構成の状況(23年4月1日現在)



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以
満											上

区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 9	人 19	人 16	人 26	人 38	人 20	人 21	人 17	人 15	人 25	人 0	人 206

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	134	136	134	129	128	131	△3 (98%)
教育	55	50	48	53	53	50	△5 (91%)
普通会計	189	186	182	182	181	181	△8 (96%)
公営企業等会計	29	33	33	31	30	25	△4 (86%)
総合計	218	219	215	213	211	206	△12 (94%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占める職員 給与費比率
22年度	千円 802,734	千円 112,000	千円 73,953	% 9.2	% 9.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)21年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 10	千円 42,402	千円 3,557	千円 15,268	千円 61,227	千円 6,123	千円 5,925

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 ない

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
粕屋町	43.1 歳	353,040 円	516,511 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事業者	歳		円

- (注) 平均月収額は、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

粕屋町		粕屋町 (一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額 (22年度)		1人当たり平均支給額 (22年度)	
1,527 千円		1,416 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% 管理職加算10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (23年4月1日現在)

粕屋町			粕屋町 (一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	3,999 千円	27,947 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)		1,473 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		147,339 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
—	3 %	9 人	3 %

オ 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	924 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	115 千円
支給実績 (21年度決算)	704 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	101 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異動	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 子(満16歳年度初め～満22歳年度末) 加算5,000円	同じ	—	1,654 千円	236,286 円
住居手当	借家 家賃額に応じて最高限度額27,000円 持家 2,500円	同じ	—	1,248 千円	624,000 円
通勤手当	通勤距離2キロ以上が対象 交通機関利用 者(1か月の支給限度額は55,000円) 交通用具利用者(通勤距離に応じて支給)	同じ	—	263 千円	37,551 円
管理職手当	課長 53,000円 課長補佐 42,000円	同じ	—	1,137 千円	568,410 円